

入札説明書

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年契約第23号。以下「協定」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る総合評価一般競争入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

「とっとりデジタルコレクション」システム賃貸借及び保守業務 一式

(2) 業務の内容

別添「とっとりデジタルコレクション」システム賃貸借及び保守業務仕様書のとおり。（以下「仕様書」という。）

(3) 業務期間

ア 契約期間

契約締結日から令和8年2月28日まで

イ 賃貸借期間及び保守期間

令和3年3月1日から令和8年2月28日まで（納入期限は令和3年2月28日までとする。）

なお、令和3年2月1日から同年2月28日までの間は試験運用期間として、必要な機器等の納入、設定、テストを行うこととする。

(4) 納入場所

仕様書のとおり

(5) 契約担当部局

鳥取県立図書館

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 単独企業に関する資格及び条件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和2年5月29日（金）から同年7月10日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 令和2年5月29日（金）から同年7月10日（金）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われたものでないこと。

エ 令和2年5月29日（金）から同年7月10日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県における情報システムの構築等の契約に係る契約違反業者の受注参加の取扱要綱（平成29年10月5日付第201700167239号）第3条に規定する参加制限措置を受けていない者であること。

オ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和2年6月5日（金）正午までに8の（1）イの場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に8の（1）イの場所に連絡すること

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

キ 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

（2）共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が（1）のアからエのすべてに該当すること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

（ア）情報処理サービスのシステム等開発・改良

（イ）情報処理サービスのシステム等管理運営

（ウ）事務用機器のパソコン類

なお、当該業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和2年6月5日（金）正午までに8の（1）イの場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に8の（1）イの場所に連絡すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかのものが代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札に参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成にかかる協定を締結していること。

（ア）目的

（イ）名称

（ウ）事業所の所在地

（エ）成立の時期及び解散の時期

（オ）構成員の住所及び名称

（カ）代表者の名称

（キ）代表者の権限

（ク）構成員の出資の割合

（ケ）運営委員会

（コ）構成員の責任

（サ）取引金融機関

（シ）決算

（ス）利益金の配当の割合

（セ）欠損金の負担の割合

- (ソ) 権利義務の譲渡の制限
- (タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置
- (チ) 構成員の除名
- (ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (テ) 代表者の変更
- (ト) 解散後の契約不適合責任
- (ナ) 解散後の著作権
- (ニ) 協定書に定めのない事項

キ 各構成員が県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 入札の日程及び手続

(1) 基本的な日程及び手続の流れについて

- ア 令和2年5月29日（金） 入札説明書等の配布開始
- イ 令和2年6月5日（金） 質問書の提出期限
- ウ 令和2年6月12日（金） 質問書の回答
- エ 令和2年6月19日（金） 参加表明書の提出期限
- オ 令和2年7月3日（金） 参加表明書の審査結果の通知期限
- カ 令和2年7月10日（金） 企画提案書の提出期限
- キ 令和2年7月17日（金） 一次審査による結果及び企画提案説明会についての通知期限（※）
- ク 令和2年7月22日（水） 企画提案説明会（予定）

※参加表明書の提出が5者以下の場合は、（キ）は省略することとし、（オ）で企画提案説明会についての通知を行う。

(2) 手続等

ア 入札説明書の交付方法

令和2年5月29日（金）から同年6月19日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.library.pref.tottori.jp/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

(ア) 交付期間及び交付時間

令和2年5月29日（金）から同年6月19日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(イ) 交付場所

8の（1）アの場所

イ 配布資料

(ア) 入札説明書

(イ) 仕様書

(ウ) 「とっとりデジタルコレクション」システム賃貸借及び保守業務企画提案書作成要領（以下「作成要領」という。）

(エ) その他入札参加に必要なとなる様式

4 質問の受付及び回答について

(1) 質問の受付

本件入札に関する質問は、質問書（様式1）を作成し、電子メールにより8の（1）アの場所へ令和2年6月5日（金）午後5時までに提出することとし、原則として訪問や電話、ファクシミリによる質問は受け付けないものとする。

（2）質問に対する回答

（1）の質問及び回答については、令和2年6月12日（金）午後5時までに、インターネットのホームページ（<http://www.library.pref.tottori.jp/>）に掲載する。

5 入札者に要求される事項

（1）本件入札に参加を希望する者は、次に示す事前提出物を8の（1）アの場所へ令和2年6月19日（金）午後5時までに提出すること。

提出書類	提出部数	書類の様式
参加表明書	1部	単独企業 様式2-1
		共同企業体 様式2-2
入札参加資格確認書	1部	単独企業 様式3-1
		共同企業体 様式3-2

（2）共同企業体にあつては、本件業務に係る共同企業体協定書を作成し、参加表明書等の提出時に、協定書の副本を1部提出すること。（共同企業体協定書（別紙参考様式）を参照のこと。）

（3）（1）により提出された書類を審査の上通知する。

なお、一次審査が行われた場合は3の（1）キにより、行われなかった場合は3の（1）オにより企画提案説明会の実施日時、場所、機材、持ち時間等についても通知する。

（4）（3）の審査により、入札参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）及びその他法令に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面（様式自由）により、その理由について説明を求めることができる。

なお、その回答については、説明を求めることができる期日最終日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面で回答する。

6 企画提案書の作成及び提出

（1）企画提案書の作成

ア 企画提案書は、作成要領及び仕様書を参照して作成すること。

イ 企画提案書では、仕様書に示す、本件業務の要件を達成するための実現方法、想定される課題に対する解決方法等について、自由に提案することができる。

ウ 企画提案書に記載する内容は、入札書（様式4）に記載された金額（以下「入札価格」という。）の範囲内で実現可能なものに限る。

（2）企画提案書等の提出方法及び提出期限並びに提出物

ア 提出方法

提出は、持参又は郵送によること。

イ 提出期限及び提出場所

提出期限：令和2年7月10日（金）午後2時まで（ただし、郵便等による企画提案書等の受領期限は、同日正午までとする。）

提出場所：8の（1）アの場所

ウ 提出物及び提出部数について

次に示す提出物を必要部数調製し、提出すること。

提出物	提出部数	
企画提案書 ※1	社名有	紙1部
		電子ファイル ※2
	社名無	紙10部
		電子ファイル ※2
仕様書要件対応表 (様式6)	社名有	紙1部
		電子ファイル ※2
	社名無	紙10部
		電子ファイル ※2
入札書 (様式4)	社名及び代表者印有	紙 各1部 (第1回、第2回、及び第3回分)

※1 企画提案書は紙1部を除き、社名、社印その他当該社名が特定されるような記述は、表紙だけでなく、全ページにわたって一切記載しないこと。

※2 電子ファイルは、CD-R又はDVD-R1枚に保存して提出すること。

なお、提出する媒体には、社名を記載すること。

(3) 提出物に関する問い合わせ

提出された企画提案書の内容について、発注者が文書、電子メール、電話等により問い合わせを行う場合があることを了承すること。

7 企画提案書、入札価格の評価及び落札者の決定

(1) 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、学識経験者、市町村博物館関係者等で構成する鳥取県デジタルアーカイブシステム企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、別に定める「とっとりデジタルコレクションシステム賃貸借及び保守業務評価基準」（以下「評価基準」という。）の各評価項目の得点を加算する方法により得点（以下「技術点」という。）を算出して行う。各評価項目を「必須仕様項目」と「仕様項目」に分類し、「必須仕様項目」に適合しない提案は失格とする。

また、企画提案書の評価に当たり、入札参加者は提案説明を行うこととし、その際必要に応じて実演を行ってもよい。

(2) 入札価格の評価

入札価格については、次の式により換算し、点数（以下「価格点」という。）を与える。

なお、価格点の上限は426点とする。

価格点 = $426 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

価格点は、小数点第2位以下を切り捨てて算出する。

ただし、予定価格を超える入札は無効とし、全入札参加者の入札価格が予定価格を超える場合は、再度入札を行う。その場合は、再度入札の入札価格をもって価格点を算出する。

(3) 一次審査

入札価格の有効な入札参加者が6者以上の場合には、企画提案書のみによる一次審査を行い、技術点の高い5者を選定し、その結果を令和2年7月17日（金）までに通知する。また、企画提案説明会の実施日時、場所、機材、持ち時間等についても通知する。

なお、一次審査における技術点の評価は暫定的なものであり、企画提案説明会での提案・実演等により技術点の変動する場合がある。

(4) 落札候補者の選定、落札者の決定及び通知

ア 評価委員会は、企画提案説明会において入札参加者により提案・実演された企画提案書について再度評価を行い、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の入札書を提出し、企画提案書の評価点（以下「技術点」という。）が評価基準における技術点の上限の60%以上の者であって、技術点及び価格点の合計が最も高い者を落札候補者として選定する。

イ アの場合において、技術点及び価格点の合計点が最も高い者が2者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札候補者として選定する。

ウ イによっても、なお2者以上あるときは、くじ抽選により落札候補者を選定する。

エ 入札参加者が1者のみの場合において、その者の技術点が評価基準における技術点の上限の60%未満となった場合には、落札候補者を選定しない。

オ 鳥取県知事は、評価委員会の選定をもとに落札者を決定し、落札者にその旨を通知する。

(5) 落札者以外の者への通知

ア 鳥取県知事は、落札者を決定したときは、落札者とならなかった者に対してその旨を書面で通知する。

イ アの通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、書面（様式自由）により、落札者とならなかった理由について説明を求められることができる。

なお、その回答については、説明を求められることができる期日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に書面で回答する。

(6) 契約の締結

落札者として決定した者と契約締結を行う。

(7) その他

ア 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は計量法（平成4年法律第51号）及び時刻は日本標準時によるものとする。

イ 企画提案書の作成、提出、提案説明、実演等に要する費用は、提案者の負担とする。

ウ 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とする場合がある。

エ 提出された企画提案書及び入札書は返却せず、企画提案者の選定及び企画提案書の評価・審査以外には使用しない。

オ 企画提案書、入札書の受理後の差替え及び追加・削除は、原則として認めない。

8 入札方法及び注意事項

(1) 入札手続等

ア 入札及び仕様に関する問合せ先

〒680-0017 鳥取市尚徳町101

鳥取県立図書館総務課

電話：0857-26-8155

Mail：toshokan@pref.tottori.lg.jp

イ 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話：0857-26-7431

ウ 郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、アの場所に送付すること。

(2) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(3) 入札条件等

ア 入札書に記載する額は、1の(1)の業務に係る経費の総額（消費税及び地方消費税の額を含めない金額）を1の(3)イの期間（60月）で除して得た1月当たりの金額とする。

なお、契約に当たっては入札書に記載された月額に消費税及び地方消費税の額を加えて得た額をもって契約を締結する。

イ 入札者は、協定、会計法令、会計規則、本件公告及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。

ウ 入札後、本件公告及びこの入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

エ 再度入札は2回とする。（初度入札と合わせて3回とする。）

オ 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出したものは失格とし、不落札でさらに入札を行う場合、次回以降の入札には参加させない。

カ 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒にそれぞれ「第1回」、「第2回」及び「第3回」と回数を明記し、提出すること。

なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない封筒は、1案件に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

キ 入札者は、入札書の記載内容を抹消し、訂正し、又は挿入するときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は訂正できない。

ク 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

ケ 入札書及び委任状の様式は、様式4及び5のとおりとすること。

コ 入札書及び委任状の宛名は「鳥取県知事 平井 伸治」とすること。

(4) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に60を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、会計規則第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、調達手続特例規則第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(ア) 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(イ) 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として（３）アの契約金額に60を乗じて得た金額（以下「契約総額」という）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

（５）入札の無効

- ア 本件公告に示した入札参加資格のない者の入札
- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札
- ウ 他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札
- エ 委任状のない代理人の入札
- オ 入札に関して不正のあった者の入札
- カ 記名押印のない入札書による入札
- キ 入札書の金額、氏名、印影その他入札に関する要件を欠き、又は重要な文字を誤脱し、若しくは記載内容を確認しがたい入札書による入札
- ク 協定、会計法令、会計規則、本件公告又はこの入札説明書に違反した入札

（６）契約書作成の要否

要

（７）手続における交渉の有無

無

（８）その他

- ア 入札終了後、落札者が免税事業者であるときは、消費税等に係る免税事業者届出書を提出すること。
- イ 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。

9 その他

（１）暴力団の排除

契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるときは契約を解除することができる旨を契約書に記載するものとする。

なお、本県が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であることを理由に契約を解除するときは、受注者は違約金として契約総額の10分の1に該当する金額を本県に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当する者であるか鳥取県警察本部に照会する場合がある。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）
- イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行った者
 - （ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - （イ）暴力団員を雇用すること。
 - （ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - （エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(ア)から(カ)までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(2) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの再委託の承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が本業務に係る契約総額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に本件業務の中核となる部分が含まれている場合